当金庫の預金商品の概要［流動性預金］

令和 6 年 11 月 18 日現在

1．商 品 名	・当座預金 ※本商品は令和 6 年 11 月 18 日付で新規口座開設を停止しております。
2．販売対象	・法人及び個人の方
3．期　　間	・特に期間の定めはありません。
4．預　　入 （1） 預入方法 （2） 預入金額 （3） 預入単位	 ・随時預け入れできます。 ・1 円以上 ・1 円単位
5．払戻方法	・随時払戻しできます（小切手、手形発行、払戻請求書、口座振替等による）。
6．利　　息 （1） 適用利率 （利率表示場所） （2） 利払方法 （3） 計算方法 （4） 課税方法	・無利息 － － －
7．手数料	－
8．付加できる特約事項	－
9．中途解約時の取扱い	－
10．金利情報の入手方法	－
11．苦情処理措置・紛争解決措置	・苦情処理措置　本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店又は本部お客様相談室（9 時～17 時、電話：011－241－1661）にお申し出ください。また、北海道地区しんきん相談所（9 時～17 時、電話：011-221-3273）、全国しんきん相談所（9 時～17 時、電話：03-3517-5825）でも苦情等のお申し出を受け付けております。 ・紛争解決措置　札幌弁護士会（電話：011－251－7730）、東京弁護士会（電話：03－3581－0031）・第一東京弁護士会（電話：03－3595－8588）・第二東京弁護士会（電話：03－3581－2249）（以下「東京三弁護士会」という）が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記本部お客様相談室又は北海道地区しんきん相談所（9 時～17 時、電話：011－221－3273）、全国しんきん相談所（9 時～17 時、電話：03－3517－5825）にお申し出ください。 なお、上記の東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、(1) お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、(2) 当該地域の弁護士会に紛争を移管し解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、上記本部お客様相談室若しくは東京三弁護士会、全国しんきん相談所へお問い合わせください。
12．その他参考となる事項	・預金保険制度により全額保護されます。

北海道信用金庫